

令和6年度事業計画書

基本方針

昭和22年から始まりました共同募金は、今年78回目の募金運動となります。

共同募金は、これまで、それぞれの時代の福祉課題に対応し、社会福祉の充実・発展に寄与してまいりました。これも県民の皆さまの共同募金に対する信頼に基づく、温かい「たすけあいの浄財」を頂戴していたからであります。

本年度も県民の皆さまの信頼に応える適正な組織運営と体制整備に積極的に取り組むとともに、住民相互のたすけあいを基調とした共同募金運動を積極的に展開し、地域福祉の推進を図ってまいります。

今日の社会福祉は、住民が主体的に参加する福祉活動が各地域において展開されているところであります。共同募金はこうした地域における福祉活動等を積極的に支援するため、自治会等の地域組織の協力を得て戸別募金を推進します。街頭募金やイベント募金については、新型コロナウイルスなどの感染症の状況に留意しながら実施するとともに、感染症に対応した募金方法として、インターネットを用いたクレジットカード決済等の募金方法を中央共同募金会と協働して開拓・推進します。

募金増強を図るための取り組みとして、ダイレクトメール等による法人募金の拡大・強化、募金箱の増設、バッジ・クオカード等を利用した職場募金の推進・強化を図ります。また、自動販売機募金、カプセル募金、グッズ募金などの新しい募金方法にも積極的に取り組みます。

配分については、配分委員会及び配分事業調査部会において、申請事業の実地調査、プレゼンテーション・ヒアリング調査などの各種調査活動の充実を図り、地域福祉の推進を図る適正かつ効果的な配分を行います。

今日の共同募金を取り巻く状況は厳しくはありますが、民間運動としての主体性を発揮し、さらなる県民の皆さまの理解と協力・参加が得られますよう、社会福祉法及び定款・諸規程に基づき、「たすけあいの心」から行われる共同募金運動を積極的に展開します。

重点項目

- 1 募金増強を図るためのダイレクトメール等による法人募金の拡大・強化
- 2 新型コロナウイルスなどの感染症予防に対応した募金方法の開拓・推進
- 3 本会及び支会・分会・共同募金委員会の適正な組織運営と体制整備

1 会務の運営

共同募金事業を適正に実施・運営するため、法令、定款、諸規程に基づき、理事会、評議員会、監事会、各種委員会等を次のとおり開催いたします。

- (1) 理事会 < 6 月、7 月、3 月 >
- (2) 評議員会 < 6 月、8 月、3 月 >
- (3) 監事会 < 5 月、11 月 >
- (4) 運営協議会 < 7 月 >
- (5) 配分委員会 < 7 月、12 月、2 月 >
- (6) 配分事業調査部会 < 10 月、11 月（実地調査）、12 月 >
- (7) 評議員選任・解任委員会

2 共同募金運動の推進

(1) 目標額の設定

目標額の設定にあたっては、法令等に基づき、岐阜県社会福祉協議会の意見を聴き、募金運動の進め方等を検討する運営協議会において目標額及び募金・配分計画を立案し、配分委員会の承認を得て、理事会・評議員会において目標額を決定します。

(2) 各種の募金方法の取り組み

各市町村の支会・分会において、関係機関団体・ボランティアの協力・参加を得て、次の募金運動に取り組みます。

①戸別募金

戸別募金は、共同募金の最も重要な募金方法で、自治会・町内会等の協力を得て実施します。また、各戸を訪問しての募金活動を行っている地域が減少し、町内会費等からの一括寄付の募金方法が多い現状にあります。共同募金の原点に戻って、たすけあいの温かい心のこもった募金方法のひとつとして、寄付者の意思が尊重される封筒募金の取り組みを提唱し、赤い羽根募金の封筒募金に取り組みます。

②街頭募金

街頭募金は、新型コロナウイルス等の感染状況に留意しながら、10月1日からの土・日曜日や、地域における運動会や産業祭・農業祭等の各種行事をとらえて、県内の各地域で積極的に実施します。

③法人募金

企業も地域社会の一員として、健全な地域社会の維持・発展を推進していくことが期待されており、企業の社会貢献活動として、共同募金への協力・参加の依頼を行います。共同募金への寄付金は、法人にあつては大蔵省告示第154号により、全額損金の税制上の優遇措置が適用されます。この制度を有効に活用し法人募金に積極的に取り組みます。

また、募金額増強の重点取り組み事項として、支会・分会の募金額の増強と募金業務の合理化を図るため実施しております県共同募金会におけるダイレクトメールによる法人募金の拡大・強化を図ります。

④学校募金

学校募金は、募金の大小を競うのではなく、児童・生徒の思いやりや優しさの心を育てる取り組みとして、募金ボランティア活動への参加や、地域でどのように寄付金が活用されているかなどの学習を通じて、たすけあうことの大切さを身近に学ぶことができるよう児童会・生徒会等が中心となって取り組む学校募金を積極的に実施します。

⑤職域募金

会社・事業所の社員や従業員を対象とした募金として、職場内での募金箱設置やバッジ・クオカード等を利用した募金に取り組みます。

⑥イベント募金

新型コロナウイルス感染症の状況に留意しながら、次のイベント募金を実施します。

ア．赤い羽根チャリティ・イベント募金の実施・開催

赤い羽根チャリティ・グランドゴルフ大会の実施や、岐阜県レクリエーション協会との連携を図った赤い羽根チャリティ・レクリエーション募金を実施します。

イ．県内スポーツチームとの協働による募金活動

「F C岐阜」「大垣ミナモトソフトボールクラブ」「飛騨高山ブラックブルズ岐阜」等のスポーツチームとの協働により、ホームゲーム会場等での赤い羽根PRブースの設置、選手による募金活動等に取り組みます。

ウ．地域のイベントにおける募金活動

地域の共同募金運動への参加意識の向上と、企業・事業所の社会貢献活動の推進を図るため、産業祭や運動会、文化活動等に乗じた共同募金のイベントを企画・実施し、運動のPRと募金の増強を図るイベント募金を実施します。

⑦赤い羽根カプセル募金

地域の各種団体や企業、また、福祉施設・団体等が行うイベント時に「ガチャガチャ」と呼ばれるカプセル玩具販売機を使った赤い羽根カプセル募金に積極的に取り組みます。

⑧赤い羽根グッズ募金

岐阜県ゆかりの戦国武将やスポーツチームのマスコット、飛騨高山のさるぼぼ等の赤い羽根グッズ（缶バッジ・ピンバッジ等）を活用した赤い羽根グッズ募金に積極的に取り組みます。

⑨自動販売機による募金

ア．自動販売機型募金箱（ハートフルベンダー）の設置・増設

募金機能付き自動販売機（ハートフルベンダー）は、清涼飲料水の販売とともに寄付金の受付けができる自動販売機型の募金箱です。「募金ボタン」（10円・100円）による寄付金の受付けと、商品の売上げに応じて自販機設置者、飲料メーカーからも寄付の協力が得られる募金方法で、県内の各企業・事業所、各種関係機関・団体の協力を得て増設を図ります。

イ．赤い羽根自動販売機の設置・増設

赤い羽根自動販売機は、清涼飲料水を販売する自動販売機ですが、協賛企業から商品の売上げに応じてご寄付（原則売上の5%）を頂戴することにいたしております。

県内の各企業・事業所、各種関係機関・団体の協力を得て設置・増設を図ります。

⑩インターネット等を用いた募金方法の開拓・推進

インターネットを用いたクレジットカード決済や、QRコード、バーコード決済等新たな決済方法を用いた募金方法、その他寄付者に共感と利便性をもたらす募金方法について、中央共同募金会と協働して開拓・推進します。

⑪寄付金付商品等の開拓

募金の増強を図るため企業・事業所等の協力を得て、寄付金付商品等の開拓に向けた取り組みを積極的に実施します。

⑫年間を通じた募金・赤い羽根協力店（募金箱設置）の拡大

年間を通じた共同募金のPRと募金箱設置による募金増強を図るため、赤い羽根協力店の設置・拡大に向けた取り組みを積極的に実施します。

（３）募金期間拡大に対応した募金方法の実施

本年度も全国の共同募金会では、募金の増強を図るため、共同募金の３か月の募金期間（１０月１日から１２月３１日まで）を翌年の３月３１日までの６か月間に拡大して実施することになっています。

この期間拡大は、これまでの募金活動を単純に延長するのではなく、県共同募金会が主体となって新たな募金方法に取り組む期間として位置付けられているので、支会・分会においては、これまでの運動期間（１０～１２月）に募金活動を実施するものとし、１月から３月までの拡大期間の募金について、赤い羽根チャリティ・イベント募金や地域の福祉課題を解決するための用途を特定したテーマ募金、物品寄付などの新たな募金方法に取り組みます。

３ 広報活動の実施

（１）関係機関団体の協力

報道機関及び関係機関団体に共同募金運動のポスター、共同募金結果報告書等広報資材を提供し、共同募金運動に対する県民の理解と協力が得られるよう広報活動を積極的に実施します。

（２）ホームページ・SNS等による情報提供の強化

共同募金への理解と関心を高めるため、ホームページを充実させるとともにフェイスブック、X（旧Twitter）などのSNSを利用して共同募金に関する情報を積極的に発信いたします。

また、赤い羽根データベース「はねっと」により、共同募金の配分情報や使い途の周知を図ります。

（３）広報資材の企画・普及

各種の広報資材を中央共同募金会と連携して、作成・普及させるとともに本会独自で作成している各世帯向けの共同募金結果報告書（チラシ）等の内容をより充実させ、県民の共同募金に対する関心を深めるための広報資材の充実・普及を図ります。

(4) テレビスポット及びラジオスポットによる広報活動の推進

県内の放送局（テレビ・ラジオ）に対し、共同募金テレビスポット及びラジオスポットの素材を提供し、共同募金の運動期間中における放映、放送協力の推進を図ります。

(5) 受配者による使途事業報告及び「ありがとう」メッセージ発信の推進・強化

共同募金の配分金を受けて実施する事業が地域の住民の方々に広く理解されるよう、受配者が発行する機関紙等への受配事業の掲載、建物・機器・物品への赤い羽根受配ステッカーの掲出、掲示など、受配者による使途事業報告及び「ありがとう」メッセージの発信を積極的に推進・強化します。

(6) シンボルキャラクター「愛ちゃんと希望くん」の着ぐるみによるPR活動の実施

赤い羽根共同募金のシンボルキャラクター「愛ちゃんと希望くん」の着ぐるみを各市町村における街頭募金や各種イベント時に活用し積極的に運動を盛り上げます。

4 共同募金の配分

(1) 赤い羽根募金の配分

赤い羽根募金の配分は、配分委員会及び配分事業調査部会において、申請のあった事業について、申請者からのプレゼンテーション・ヒアリング調査、実地調査等を行い、年3回開催する配分委員会において事業の緊急性・必要性について十分審議し、より公正で効果的な配分を行います。

また、配分事業調査部会において、実地調査要領に基づき、配分申請事業の実地調査とともに完了事業の履行調査を行います。

(2) 市町村歳末たすけあい募金の配分

市町村歳末たすけあいは、共同募金会と社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会との共同事業として行っています。かつて低所得者・世帯の生活支援に大きな役割を果たした見舞金や義援金等の個別支援の配分については、地域福祉を推進する福祉サービス事業への転換を図っているところであります。配分にあたっては、歳末たすけあい援助事業配分要綱を策定し、地域福祉の推進を図る効果的な福祉サービス事業への配分を行います。

(3) NHK歳末たすけあい募金の配分

NHK歳末たすけあいは、NHK岐阜放送局と共同して実施しています。義援金の配分にあたっては、施設入所者の生活向上・福祉の充実を図るための事業や、より寄付者の善意に応えられるよう重点配分を設置するなど、きめ細かい事業への配分を行います。

また、民間の報道機関で行う歳末たすけあい運動に寄せられた寄付金の寄託については、寄託者の意思を尊重した効果的な福祉事業への配分を行います。

5 共同募金組織体制の強化

(1) 会計事務の適正実施

共同募金会が取扱う資金は、善意と信頼のもとに拠出された寄付金であります。寄付者の信託に応える内部管理体制を整備し、組織運営の透明性に努め、外部の会計専門家の指導・監査を受けて、厳正かつ適切な会計事務を行います。

① 本会と支会・分会の会計の合算による決算

支会・分会の協力を得て、経理規程等に基づき、支会・分会の会計を合算して適正に決算を行います。

② 会計監査

会計監査は、上半期終了後と決算時の年2回、十分な時間を取り、厳正に行います。

③ 外部の会計専門家による事務指導

公認会計士の指導・監査を受けて、会計事務を行います。

(2) 事務局組織の整備

① 事務局の管理体制を確立するため、専任の管理者を設置し、定款・諸規程に基づく、適正な事務局運営を行います。

② 事務局における業務担当は、主任・副主任制をとり相互チェック体制の機能強化を図ります。

③ 職員の業務内容・分掌事務の点検・見直しを行い、業務の効率化を図ります。

④ 社会保険労務士による専門的な指導を受け、労務管理体制の充実を図ります。

(3) 支会・分会組織の育成・強化

① 支会・分会の組織整備に係る事務協議の実施

地域の募金運動推進機関である支会・分会の組織整備については、個別に支会・分会の事務局において、組織整備や会計事務の適正な取扱いについて協議を行います。

② 支会・分会の会則に基づく組織運営

各支会・分会の組織については、会則に基づく公正な運営を行うよう指導を行います。

③ 支会・分会担当者研修会の開催

本年度の募金運動の進め方や募金増強を図るための新たな募金方法の取組み、支会分会の運動実施体制の整備などについて研修するため、支会・分会担当者研修会を開催します。

6 表彰・感謝

(1) 岐阜県社会福祉大会における表彰、感謝

岐阜県社会福祉大会において、顕彰規程等に基づき、共同募金運動功労者並びに募金ボランティア団体に対して、会長の表彰、感謝を行います。

(2) 多額寄付者に対する感謝

共同募金への多額寄付者に対し、感謝基準により本会会長、支会・分会・共同募金委員会会長の感謝状を贈呈します。

7 災害時の被災者支援事業の実施

(1) 災害等準備金の積立て及び支援

社会福祉法第118条に基づき、災害等の発生に備えるため、災害等準備金を積立て、災害支援活動を行うボランティア活動や福祉施設が被災した場合の復旧事業の支援を行います。

(2) 災害義援金の募集

岐阜県内において災害が発生し災害救助法が適用された場合、義援金の募集及び配分に関する業務を行います。

また、県外において災害が発生し、当該共同募金会において災害義援金の募集を行う場合、中央共同募金会の要請等に基づき、義援金の受入れに関する業務を行います。

8 指定寄付金及び特定寄付金の取扱い

共同募金運動の期間外の寄付金あるいは、受配者を指定した「指定寄付金及び特定寄付金」について、取扱基準に基づき、寄付金の審査・受入・配分業務を行います。

9 公益資金に対する要望の調整と申請手続き及び相談業務

民間資金を効果的に活用するため、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団及び公益財団法人車両競技公益資金記念財団が実施する助成事業への要望受付、推薦業務を行います。